

別表 1 1 (認定品目：再生資源を含有した建築用仕上材（断熱材）)

認 定 基 準	
項 目	基 準
①対象資材	再生資源として無機繊維（グラスウール、ロックウール（吹付け耐火被覆材を除去したものを除く。）、木質繊維（再・未利用木材（間伐材を含む））又は発泡プラスチック（廃プラスチック）を使用していること。
②品質性能	以下の規格に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人造鉱物繊維保温材 JIS A 9504</li> <li>・ 発泡プラスチック保温材 JIS A 9511</li> <li>・ 建築用断熱材 JIS A 9521</li> <li>・ 吹込み用繊維質断熱材 JIS A 9523</li> </ul>
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生資源のうち下記のものを用いる場合は、それぞれの含有率のとおりとする。            グラスウール：80%以上（製品重量に占める再生資源の重量）            ロックウール：85%以上（ 〃 ）</li> <li>・ 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。</li> </ul>
④環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品又は再生資源が溶出量基準Ⅱ群に適合すること。</li> <li>・ 間伐材、製材廃材等の未利用木材のみを再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。</li> <li>・ 上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。</li> </ul>
⑤品質管理	公的規格等取得工場、準公的規格等取得工場又はISO9001認証取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表11-1に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。</li> </ul>

別表 1 1 - 1 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。